

介護保険の料金表

初回加算	初回訪問時 300 円
退院時共同指導加算	退院時 600 円
24 時間対応体制加算	月に 1 回 574 円
特別管理加算	(Ⅰ) の場合+500 円 (Ⅱ) の場合+250 円
ターミナルケア加算	1 回のみ 2000 円

訪問看護 1 回の料金 (これに左記の料金が加算されます)

令和 1 年 10 月 1 日現在

基本部分			加減算	准看護師	長時間訪問看護加算	複数による訪問看護	夜間・早朝 訪問看護加算
	訪問看護	介護予防訪問看護					
20 分未満	312 円	301 円	×90/100			看護師 30 分未満+254 円 30 分以上+402 円 補助者 30 分未満+201 円 30 分以上+317 円	夜間・早朝+25/100 深夜+50/100
30 分未満	469 円	449 円					
30 分以上 1 時間未満	819 円	790 円					
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1122 円	1084 円					
					+300 円		

※介護給付の支給限度額を超えて利用することは出来ません。

※介護報酬の改定により令和 1 年 10 月 1 日より負担額の変更がありました。

※収入に応じて負担額が変わる場合があります。(平成 30 年 8 月より 3 割負担の場合は、上記料金の 3 倍となります)

医療保険の料金表

訪問看護管理療養費	月の初日 7,440 円 月の 2 日目以降 3,000 円
24 時間対応体制加算	月に 1 回 6,400 円
特別管理加算	月に 1 回 2,500 円 又は 5,000 円
退院時共同指導加算	退院時 8,000 円
特別管理指導加算	月に 1 回 2,000 円
在宅患者連携指導加算	月に 1 回 3,000 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月に 2 回まで 2,000 円
訪問看護情報提供療養費	月に 1 回 1,500 円
ターミナルケア療養費	1 回のみ 25,000 円 又は 10,000 円

訪問看護 1 回の料金 (これに左記の料金が加算されます)

	保健師、助産師、看護師、理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士による場合	准看護師	長時間訪問看護加算	緊急訪問看護加算	複数回訪問加算	複数名訪問看護加算	夜間・早朝 訪問看護加算
訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目まで 5,550 円 週 4 日目以降 6,550 円	5,050 円 6,050 円	5,200 円	2,650 円	1 日に 2 回まで 4,500 円 1 日に 3 回以上 8,000 円	4,500 円又は 3,800 円 又は 3,000 円	夜間・早朝 2,100 円 深夜 4,200 円
訪問看護基本療養費 (Ⅱ)	同一日に 2 人 週 3 日目まで 5,550 円 週 4 日目以降 6,550 円 同一日に 3 人以上 週 3 日目まで 2,780 円 週 4 日目以降 3,280 円	5,050 円 6,050 円 2,530 円 3,030 円					
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	8,500 円						
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目まで 30 分以上の場合 5,550 円 週 3 日目まで 30 分未満の場合 4,250 円 週 4 日目以降 30 分以上の場合 6,550 円 週 4 日目以降 30 分未満の場合 5,100 円	5,050 円 3,870 円 6,050 円 4,720 円	5,200 円	2,650 円	1 日に 2 回まで 4,500 円 1 日に 3 回以上 8,000 円	4,500 円 又は 3,800 円 又は 3,000 円	夜間・早朝 2,100 円 深夜 4,200 円
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅲ)	同一日に 2 人 週 3 日目まで 30 分以上の場合 5,550 円 週 3 日目まで 30 分未満の場合 4,250 円 週 4 日目以降 30 分以上の場合 6,550 円 週 4 日目以降 30 分未満の場合 5,100 円 同一日に 3 人以上 週 3 日目まで 30 分以上の場合 2,780 円 週 3 日目まで 30 分未満の場合 2,130 円 週 4 日目以降 30 分以上の場合 3,280 円 週 4 日目以降 30 分未満の場合 2,550 円	5,050 円 3,870 円 6,050 円 4,720 円 2,530 円 1,940 円 3,030 円 2,360 円					
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅳ)	8,500 円						

※医療保険適応の場合、収入や年齢に応じて 1 割もしくは 3 割の負担となります。

※夜間・早朝とは午後 6 時から午後 10 時、午前 6 時から午前 8 時。深夜とは午後 10 時から午前 6 時。